

処 分 基 準 整 理 票

|         |                                                                         |                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 処 分 名   | 営業許可の取消し                                                                |                   |
| 根拠法令名   | 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)                                                 | (条項)第 60 条、第 61 条 |
|         | 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) | (条項)第 55 条、第 56 条 |
| 基準法令名   |                                                                         | (条項)              |
| 所 管 部 署 | 健康福祉部 保健所衛生課 食品指導係                                                      |                   |

【処分基準】・文書の名称【 大津市食品衛生関係行政処分取扱要領 】

・掲載図書等

・内容      ☐全部記載      ☒一部・項目のみ記載

**大津市食品衛生関係行政処分取扱要領**

第3 行政処分等の基準

この要領では法第 59 条から第 61 条まで(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準 用する場合を含む。食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第 123 号。以下「政令」という。)附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができることとされた場合においては、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第 54 条から第 56 条まで(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに法第 81 条から第 83 条まで、第 85 条、第 87 条及び第 88 条(政令附則第2条の規定により当該営業を行うことができることとされた場合においては、旧法第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 77 条及び第 78 条)の罰則を適用する場合の告発等の取扱いについて規定し、処分の基準は別表第 1 のとおりとし、その適用は次のとおりとする。

(3) 営業許可の取消し(法第 60 条及び第 61 条、旧法第 55 条及び第 56 条 )

営業許可の取消しは、営業を継続することが食品衛生上極めて危険であり、かつ、社会に及ぼす影響が大きい場合に行うものとする。

第7 営業施設に対する命令

営業許可の取消し及び営業等の禁止若しくは停止は、違反内容が確定したときに、別表第2により処分の内容を決定する。

## 参 考

[根拠法令]

- ・食品衛生法(以下「法」という。)
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)

法第 60 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項若しくは第 53 条第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 55 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

法第 61 条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第 54 条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第 55 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 55 条 都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 8 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条、第 18 条第 2 項若しくは第 3 項、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 25 条第 1 項、第 26 条第 4 項、第 48 条第 1 項、第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項若しくは第 50 条の 4 第 1 項の規定に違反した場合、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合、第 52 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至った場合又は同条第 3 項の規定による条件に違反した場合においては、同条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

旧法第 56 条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第 51 条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第 52 条第 1 項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。